

労働賃金調査集計結果（埼玉県労務単価基準日：令和4年3月1日）

職種	埼玉県設計 労務単価	元請			1次			2次			3次			4次		
		対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%
01特殊作業員	24,200	6件	28,000 ～ 24,500	115% ～ 101%	8件	28,000 ～ 21,000	115% ～ 86%	2件	24,000 ～ 21,000	99% ～ 86%	1件	19,000	78%			
02普通作業員	21,400	12件	25,000 ～ 16,500	116% ～ 77%	15件	26,000 ～ 14,500	121% ～ 67%	4件	23,000 ～ 20,000	107% ～ 93%	1件	18,000	84%			
03軽作業員	15,000	3件	20,000 ～ 15,500	133% ～ 103%	4件	22,700 ～ 14,800	151% ～ 98%									
06とび工	27,300	5件	28,000 ～ 25,000	102% ～ 91%	6件	28,000 ～ 23,000	102% ～ 84%									
08ブロック工	25,300	1件	28,000	110%	1件	28,000	110%									
09電工	24,300	5件	28,000 ～ 23,000	115% ～ 94%	5件	28,000 ～ 22,000	115% ～ 90%									
10鉄筋工	27,600	2件	26,000 ～ 25,800	94% ～ 93%	2件	27,300 ～ 25,000	98% ～ 90%	1件	23,000	83%						
11鉄骨工	25,100	1件	24,000	95%	2件	24,800 ～ 23,000	98% ～ 91%									
12塗装工	28,700	4件	29,000 ～ 25,000	101% ～ 87%	4件	28,400 ～ 23,000	98% ～ 80%									
13溶接工	29,300				1件	29,000	98%									
14運転手（特殊）	25,800	3件	26,000 ～ 25,500	100% ～ 98%	6件	33,000 ～ 25,500	127% ～ 98%	1件	29,000	112%						
15運転手（一般）	22,500	4件	25,000 ～ 22,800	111% ～ 101%	7件	27,900 ～ 22,200	124% ～ 98%	3件	24,000 ～ 22,500	106% ～ 100%						
19トンネル特殊工	31,000				1件	35,000	112%	1件	24,600	79%						

労働賃金調査集計結果（埼玉県労務単価基準日：令和4年3月1日）

職種	埼玉県設計 労務単価	元請			1次			2次			3次			4次		
		対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%
44ガラス工	26,400	2件	28,000 ～ 24,500	106% ～ 92%	2件	26,100 ～ 26,000	98% ～ 98%									
45建具工	-	1件	25,500	-	1件	24,000	-									
46ダクト工	23,800				1件	23,500	98%									
47保温工	23,100				1件	22,800	98%									
49設備機械工	23,300	2件	27,000 ～ 22,000	115% ～ 94%	1件	23,000	98%									
50交通誘導警備員A	15,400	2件	20,000 ～ 18,000	129% ～ 116%	5件	19,500 ～ 10,600	126% ～ 68%									
51交通誘導警備員B	13,700	3件	19,000 ～ 15,000	138% ～ 109%	12件	19,000 ～ 9,900	138% ～ 72%	1件	18,000	131%						

- ※ 労働賃金の調査対象工事のうち、令和4年度までに工期が終了した案件（18件）について集計を行った。
- ※ 元請及び1次～4次（以下）下請それぞれにおいて、職種ごとの最低賃金となる労働者の労働賃金を調査した。
- ※ 調査した労働賃金の最高値及び最低値と、埼玉県設計労務単価に対する割合を算出した（小数点以下切捨て）。
- ※ 「40タイル工」、「42屋根ふき工」及び「45建具工」については、埼玉県労務単価が設定されていないため、「-」と表示している。